

活性化特別委員長就任

6月19日設置の「平内町議会活性化特別委員会」の委員長に就任しました。これまで同副委員長として議会基本条例制定や議会報告会、議会フォーラム開催に携わってきましたが、今回は委員長として、「さらなる議会改革の推進に向けて」を目指し、率先してこれまで以上の調査・研究を行います。

藤沢地域活性化視察受入

3月18日、岩手県遠野市議会議員有志御一同様が藤沢活性化協議会の活動を視察にまいりました。所管委員長として参加させていただき受入側の議員としても学ばせていただきました。



漁業を守る

平内町漁業協同組合土屋支所より、ホタテ貝付着物が多数着くという問題を受け、令和2年2月29日に衆議院議員津島淳代議士と現地調査を実施。今後の様子をしっかりと見守るよう約束しました。



総務福祉常任委員会所管事務調査報告

日時:令和元年12月19日(木)13時30分~ 場所:平内町役場3階会議室 内容:「税務行政について」

1. 固定資産税評価のあらまし

固定資産税の評価とは、固定資産税の課税標準となる土地及び家屋の別にそれぞれの適正な時価（価格）を求めるということをいう。

固定資産税の評価によって求める「適正な時価」とは、土地及び家屋とも正常な条件のもとにおける取引価格（正常価格）とされている。土地については、売買実例価額を基準として評価する方法が採られ、家屋については、再建築費（価格）を基準として評価する方法が採られている。

固定資産の価格を求めることが、固定資産の評価は「固定資産評価基準」によらなければならぬ。土地及び家屋の価格は、首長が決定するが、方法と手順は「固定資産評価基準」によるものとされている。また、評価は、3年ごとに見直す制度（評価替え）がとられている。前回は平成30年度が基準年度だったので、次の評価替えは令和3年度となる。

2. 家屋評価のしくみ

家屋とは、一般的には、住宅、店舗、事務所等の建物であるが、建物は「外気分断性」「土地への定着性」「用途性」の3つの要件に該当するものとされている。

家屋の評価額は、宅地等の評価と同様に、評価の対象となる家屋の評点数を求め、それに評

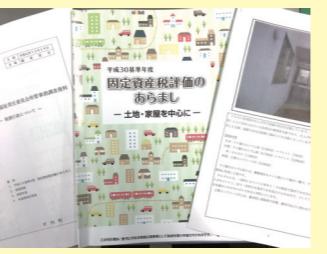
点一点当たりの価額を乗じて算出する。

評価額=評点数×評点一点当たりの価額

評価の対象となる家屋の評点数は、木造家屋と非木造家屋との区分に応じ、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築するとした場合に必要となる建築費（再建築価格）を、屋根、外壁、天井等の部分別に合計し、再建築費評点数を算出する。次に、そうして求めた再建築費評点数に時の経過によって生ずる損耗の状況による減点補正等を行い、評価の対象となった家屋の評点数を算出する。評点一点当たりの価額は、1円に物価水準による補正率及び設計管理費等による補正率を乗じた価額となり、この方法は評点式評価法とよばれている。

3. 感想

固定資産税について調査を終え、これまで漠然としていた固定資産税の概要について知識を習得することで、議員として多少は町民の方々にアドバイスができるようになったものと考えます。



町政へのアイディア、ご提案、ご要望募集中!

皆様から頂いたお声は、議会で質疑したり担当課に直接要望したり、責任をもって町へ届けます!

電話 017-763-0170 FAX 017-755-4295 携帯 090-3125-8752

メール tanakada_0525@yahoo.co.jp

※この新聞は後援会議資料です

平内町
議会議員

田中だいじ通信

さらに前進! 明日に取り組む! 未来を造る!

議員として、商工会として、コロナに立ち向かう。

新型コロナ感染症に係る支援要請

青年部消毒ボランティア活動

町では当初、町内業者の支援策として飲食店と宿泊業だけを対象として給付金を支給する予定であったが、私、田中大は、対象業者のみならず、タクシー業、運転代行業、理容業、ガソリンスタンド業と幅広く相談を受け、更なる支援拡充を要請するアドバイスを行いました。新型コロナ感染症の影響はまだまだ続きます。これからも個人事業者並びに個人からの相談にも迅速に対応し、支援要請の声を行政に届け続けます。

新型コロナウィルスの感染防止のため、町商工会青年部の一員として管内保育園・小中学校の消毒作業ボランティア活動に参加しました。写真のように不織布つなぎを着てモップで丁寧に消毒を行いました。



視界を遮る藤沢の防雪柵

小湊交差点

ローソン平内藤沢店の出口について、防雪柵が邪魔で安全確認の見通しが悪いのでとの声があり、国道維持出張所に問い合わせしました。回答は、障害となる範囲を撤去するのは困難であるが、気象状況に応じて収納時期を早めたり、当該箇所の収納を優先的に着手することに努めたとの事であります。引き続き速やかに皆様の声を所管部署にお届けします。



町民より小湊交差点の役場側の信号青時間が短いので、何とかしてほしいと多数の要望がありました。

4月2日に県警交通規制課へ依頼。4月14日に青森署交通2課より電話があり。5月以降

に試験的に間隔を3秒程長くしてみるとことでした。様子を観察してまいります。



責任政党の一員として

6月14日(日)、自民党青森県支部連合会総務会に出席いたしました。総務会は新型コロナウィルスの影響で開催できなかった県連大会に代わるもので、約60人が出席。新型コロナウィルス対策や経済成長、雇用の創出など今年の運動方針を承認しました。責任政党の一員として、国民の声にしっかりと耳を傾けます。



令和二年第一回議会定例会一般質問

「子供インフル予防接種助成について」

田中大

インフルエンザは例年12月から4月頃に流行し、1月末から3月上旬に流行のピークを迎えます。インフルエンザウィルスは感染力が強く、時には重篤化し、命の危険にさらされることもあります。特に子供がかかると、高熱の子供を置いて仕事に行けず、保護者の方々はどうしたらよいのか悩んでしまいます。

インフルエンザ予防接種は定期接種ではなく、あくまで任意接種のため、全額自己負担となります。1回の接種費用は、平内町や青森市はほとんどが3,600円で、13歳未満の子供は1回の予防接種では免疫を十分に得られないため、通常2回の予防接種を受けます。夫婦二人と13歳未満の子供2人世帯で全員が予防接種を受けた場合、3,600円の6回分で21,600円の負担となり、多子世帯の保護者やひとり親世帯には家計に占める大きな負担となります。家計負担が大きいことから、予防接種を受けさせたくても受けさせてあげられないという悲痛な声も聞こえてきます。

満65歳以上等の方を対象とした高齢者インフルエンザ予防接種費用助成は県内全ての自治体で行われてありますが、子供インフルエンザ予防接種に係る助成制度は対象年齢や助成金額・方法は異なりますが、県内でも南部町、藤崎町ほか約20市町村で実施しております。

当町でも、子育て支援策の一環とすべく13歳未満の子供達のインフルエンザ予防接種の費用助成を政策として実施できるかどうか町の考え方をお聞かせください。

町長

早い機会に実施していきたい

子供インフルエンザ予防接種助成についてであります。県内では23市町村が一部助成あるいは全額助成を行っております。子供が罹患すると看病が必要となり、保護者や家族が仕事を休まざるを得ない状況となります。子供は2回の接種が必要となり、現在13歳未満の子供は町内で約700名おり、2回接種となると延べ1400人分の財源が必要となることから、インフルエンザの一部助成やいろいろな子育て支援等も勘案しながら財政事情を考慮して総合的に判断してまいります。子供の健康の問題ですから、早い機会にこれを実施していきたいと考えております。

田中大

全部の子供が予防接種を受けるわけではありませんが、受ける世帯にとって子供1回分の助成があるだけでも家計負担は軽減されるはずです、需要等のアンケート調査を実施するなどして早急に制度化してくださるよう要望し、質問を終わります。



令和二年第二回議会定例会一般質問

「特別支援学校の通学支援について」

田中大

全国的に特別支援学校に通う子どもは、少子化の中にあっても増加傾向が続いている、障害の程度についても重複化、多様化しております。当町の障害を有する児童生徒は、肢体不自由教育を担う県立青森第一養護学校と知的障害に対応した県立青森第二養護学校。また、知的障害・肢体不自由に対応した県立七戸養護学校に数名在学又は入学見込みであると伺っております。

しかしながら、各養護学校は、地元や近隣の市町村にはスクールバスが運行されておりますが、当町にはスクールバスの運行がされておりません。保護者の方々は、毎日のように朝夕、一番近いバス停または学校まで送迎しております。子どもの通学のため「定職に就くことができない」「仕事を辞めなければならない」といった悲痛な声も聞かれます。ある家族は、子どもを通学させるため市内のバス停近くに引っ越ししました。

通学用スクールバスの運行状況を各養護学校に聞き取り調査をしたところ、共通して言われたのは「平内町へスクールバスが運行できないのは、移動に時間を要し、他の送迎にも支障を来す為」との事でした。

ある障害を有する平内在住の方とお話ししたところ、「障害を有する子は、将来を見越して、その子の特性にあった学校に通学するのが一番良いし、その子のためになる。」とのことでした。

また、知り合いの町内事業者に確認したところ、「委託料も発生するが、町外特別支援学校スクールバス乗降場所までの送迎については前向きに検討したい」とのことでした。

障害を有する子ども達が、その子の特性に合った学校に通い、保護者も安心して就労できるよう、県への働きかけや町独自で通学支援を行うことができないかどうか、町の考え方をお聞かせ願います。

教育長

検討する

毎日の送迎は、保護者にとって大きな負担であることは、十分想像できるものであります。学校側でも時間的・距離的な制約上、平内町までスクールバスを延伸する方法は難しい状況にあると考えます。

そこで、通学支援策の一つとして、仮に青森市内の東部地区を回っているスクールバスを浅虫温泉駅まで延伸した場合、保護者の負担はかなり軽減されるのではないかと思われます。

今後、県教育委員会及び該当する県立の特別支援学校に対し、スクールバスの延伸を強く要望して参りたいと考えております。

また、町独自の支援策についてでありますが、県外のある市において、障害者総合支援策法の地域生活支援事業の中で特別支援学校通学支援事業を実施しており、補助をしていることがあります。

この情報を受けて、県の障害福祉課に問い合わせたところ、県内自治体では同法に基づく支援をしているところは無いが、町で条例や規則の整備をすれば可能であるとの回答をいただいたところであります。

児童生徒がその障害特性に合った教育を受けられることは、将来に向けて非常に大事な事であります。

教育委員会としましても、スクールバスの延伸の要望や町独自の支援制度等についても県等の指導を仰ぎながら検討して参りますのでご理解願います。

田中大

県内の先駆けとなる制度設計に着手するとともに、スクールバス延伸の県への働きかけも並行して進めてくださいますよう要望して、質問を打ち切ります。